

1 こども基本法

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2～5（略）

- ◆ 都道府県こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画と一体のものとして作成することができる。
 - ✓ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画
 - ✓ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画
 - ✓ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
- ◆ 地方公共団体が、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする事等が期待できる。

2 こども大綱

- ◆ 令和5年12月22日閣議決定。幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。
- ◆ 基本方針
 - ①子ども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること
 - ②子ども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
 - ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
 - ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
 - ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
 - ⑥施策の総合性を確保すること

福岡県青少年プランを統合した新たな福岡県こども計画の策定と福岡県こども審議会の設置について

3 本県の方針

